

平成十六年十月二十二日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一六一第七号

平成十六年十月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出政府の「質問主意書」に対する考え方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出政府の「質問主意書」に対する考え方に関する質問に対する答弁書

(1) 及び (2) について

政府としては、質問主意書制度について、両議院の先例等を踏まえ、運用の在り方の検討をしていたいただきたい旨の認識を示したことはあるが、国会に対し、質問主意書の提出の抑制について検討を求めた事実はない。

(3) について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定に従い、質問主意書に対する答弁に遺漏のないよう努めているところである。

(4) について

国会閉会中においても質問主意書を提出できるようにすべきか否かは、国会において適切に判断されるべき事柄と考える。